

	☒
--	-------------------------------------

(注) この申告書は所得税の確定申告書ではありません。所得税の還付を希望する人、所得税の納付が必要な人確定申告の義務がある人は、税務署に確定申告書を提出する必要があります。

◎前年中、無収入または非課税収入のみの人（該当するものに○をつけてください。）

◎所得金額(令和6年1月1日から令和6年12月31日までの分についてご記入ください。)

◎所得から差引かれる金額(所得控除額)

別居の配偶者・扶養親族・事業専従者に関する事項(1月1日時点の氏名・住所)

事業専従者に関する事項

– 20 –

○給与収入

〔源泉徴収票、給与明細書等がない人は事業所または雇主から証明を受けてください。〕

月	日給	日数	月収	備考
1	円	日	円	
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
賞与等			円	
合計			円	
勤務先住所				
勤務先名				
勤務先電話番号				

○寄附金に関する事項(受領証明書等添付)

都道府県、市区町村分(特例控除対象)		円
青森県共同募金会、日赤青森県支部、都道府県、市区町村分(特例控除対象以外)		
条例指定分	青森県	
	弘前市	

「都道府県、市区町村分(特例控除対象)」、「青森県共同募金会、日赤青森県支部、都道府県、市区町村分(特例控除対象以外)」の各欄には、当該団体へ寄附した金額をご記入ください。
「条例指定分」の「青森県」、「弘前市」の各欄には、青森県、弘前市の条例で指定された寄附金を支出した場合にそれぞれご記入ください。

○事業税に関する事項

非課税所得など		所得金額	円
損益通算の特例適用前の不動産所得			円
事業用資産の譲渡損失など		資産の種類	
		損失額、被災損失額(白)	円
前年中の開廃業	開始・廃止	月 日	□他都道府県の事務所等

○所得金額調整控除に関する事項

氏名		続柄	
生年月日	明・大・昭 平・令	特別障害に該当する場合	級
別居の場合の住所			
個人番号			

○その他特殊事項など

--	--

家屋敷に関する事項

事務所・事業所家屋敷の所在地	弘前市大字
----------------	-------

○不動産所得の内訳

不動産の所在地				
支払者の「名称」及び「所在地」等				
収入金額	家賃	(1ヶ月 円) × (ヶ月)	円	
	地代	(1ヶ月 円) × (ヶ月)		
	小作料			
	収入金額合計(申告書表面A収入金額欄へ)		A 円	
必要経費	減価償却費	円	修繕費	円
	借入金利子		土地改良費	
	租税公課			
	損害保険料		雑費	
	必要経費合計(申告書表面B必要経費欄へ)		B 円	

◇減価償却費の計算

平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産※償却率は13ページ中段のCⅠをご確認ください。

減価償却資産	取得年月	取得価額(A)	償却の基礎になる金額(B)	耐用年数	償却率(CⅠ)	本年中の償却期間(D)	専用割合(E)	減価償却費(A×CⅠ×D×E)
	・			年		/12月	%	
	・					/12月	%	
計		(必要経費の減価償却費欄へ)←						円

平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産※償却率は13ページ中段のCⅡをご確認ください。

(償却可能限度まで達した償却資産は、その翌年以後5年間で残存価額を均等に1円まで償却することができます。)

減価償却資産	取得年月	取得価額(A)	償却の基礎になる金額(B)	耐用年数	償却率(CⅡ)	本年中の償却期間(D)	専用割合(E)	減価償却費(B×CⅡ×D×E)
	・		円	年		/12月	%	
	・					/12月	%	
計		(必要経費の減価償却費欄へ)←						円

○山林所得・退職所得に関する事項

山林所得	A 収入金額	B 必要経費	C 専従者控除額	D 特別控除額	E 青色申告特別控除額	所得金額
	円	円	円	円	円	A-B-C-D-E 円
退職所得	A 収入金額	勤続年数	普通・障害	B 退職所得控除額	C 差引金額(A-B)	所得金額
	円	年 (年 月 間)	□普通□障害	円	円	C×0.5 円

○総合譲渡・一時所得に関する事項

		A 収入金額	B 必要経費	C 特別控除額	所得金額(A-B-C)	合計
総合譲渡	短期	円	円	円	円	イ+[(ロ+ハ)×0.5]
	長期				円	
一時					円	円

○分離譲渡・株式譲渡・先物取引に関する事項

		A 収入金額	B 必要経費	差引金額(A-B)	C 特別控除額	所得金額
分離短期		円	円	⑳ 円	円	A-B-C 円
				㉑		A-B-C
分離長期						A-B
一般株式等の譲渡					㉓	A-B
上場株式等の譲渡					㉔	A-B
先物取引					㉕	A-B
		特例適用条文 所得税法 租税特別措置法				条の 項 号

納付方法の選択

給与・公的年金等に係る所得以外(令和7年4月1日において65歳未満の人は給与所得以外)の市民税県民税について希望する方を選択してください。

☐ 給与から差引き(特別徴収) ☐ 自分で納付(普通徴収)

源泉徴収票、各種証明書等(写し可)の右端をここに貼ってください。